

めくれず

退職手当

総人第 三三三号

総人第 八号

昭和二十四年一月二十九日

総理府官房監査部長岡田典一

内閣官房長官佐藤 栄作 殿

元総理府事務官伊藤敬一郎外一名退職手当支払の件
を記のとおり發令方をお願い申し上げます。

記

元総理府事務官 伊藤敬一郎

金貳千五百毫圓

退職手当として支給する

引

沼口登世子

金壹千六百八拾五圓

総理府

退職手当として支給する

会計課
原本謄寫送付済

24.1.31
受付

316

2.1.

裏面白紙

317

昭
二
一
一
二

二
三
五
三
一

二
三
一
一

二
四
一

嘱託

總理廳事務官

三級に叙する

之級に号俸

退官

伊藤敬一郎

二年二月

5.0022 X 50 = 250.11
5.0022 X 100 = 500.22
5.0022 X 2 = 10.0044
2.5011

總理廳

めくれず

裏面白紙

昭一七四

二〇三

一七七

一〇三

二一、九一四

二二、三三

〃

二五、一〇

〃

二五、一一

〃

二四、一八

二四、一八

沼口登世子

東京都麹町区大妻技藝学校（本科）入学

右卒業

内閣情報局雇ヲ命ス

退職

内閣雇ヲ命ス

内閣雇ヲ免ス

中央公職適否審査委員会事務局雇ヲ命ス

等級番号を給する

中央公職適否審査委員会事務局廢止

總理雇を命ずる

總理庶務官（三級）

三級七号を給する

廿年九月

（昭一七四）

（昭一七四）

二年五ヶ月

計廿年五ヶ月

$$3369 \times \frac{50}{100} \times 2 \times 0.5 = 1684.50$$

總理廳